

# 第1部

## 尼崎市と自然災害



## 尼崎市の概要

尼崎市は、兵庫県の南東部に位置する人口48万5,000人、面積49.69km<sup>2</sup>の工業を中心とする産業都市である。

大阪湾を臨む沖積層平地に発展したまちであるため、市域は平坦で、その3分の1が平均満潮位以下となっている。

弥生時代から人が住みつき、平安時代初期からは港町として、江戸時代には城下町として発展してきた。明治からは大工場が立地するようになり、阪神工業地帯を代表する工業都市となった。

現在、工場等の移転や閉鎖が進み、また、人口が減少し、都市活力が低下する中で、「にぎわい・創生・あまがさき」を目指したまちづくりに取り組んでいる。

### ●第1節 概要

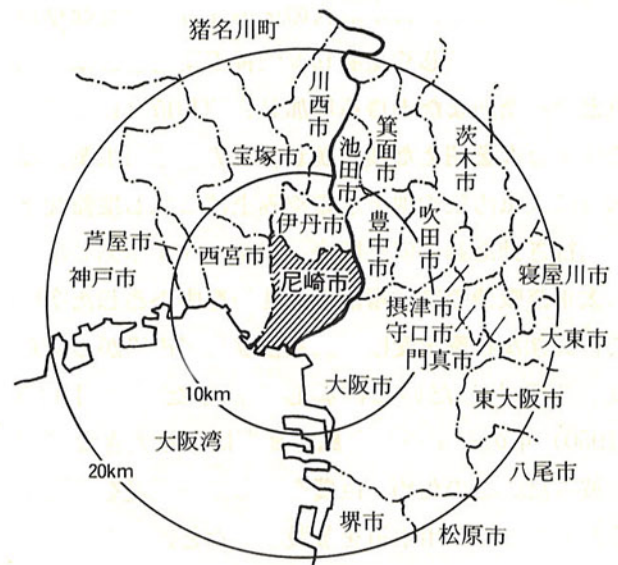
尼崎市は、兵庫県の南東部に位置する人口48万5,000人、面積49.69km<sup>2</sup>の工業を中心とする産業都市である。人口は全国で第23位、兵庫県下では神戸市に次ぐ規模である。市域面積が狭いため、工業専用地域を除く可住地の人口密度は1km<sup>2</sup>当たり1万2,400人と高い（平成9年1月1日現在）。

大阪湾を臨む沖積層平地に発展したまちであるため、市域は平坦で、その3分の1が平均満潮位以下となっている。この地勢的な条件は産業立地や交通の発達を促したが、都市景観としては平面的である。

市域は東西最長8.4kmで、東は神崎川、左門殿川を隔てて大阪市、猪名川をはさんで豊中市に接し、西は武庫川を境に西宮市と接している。南北の最長は11.1kmで、北は伊丹市に接し、南は大阪湾に面している。

大阪市と神戸市という大都市の間に位置し、阪神工業地帯を代表する工業都市として発展してきた。

尼崎市の位置



市制が施行されたのは大正5（1916）年で、県下では神戸市、姫路市に次いで3番目に古い。市域の形は昭和22年の園田村との合併により、ほぼ現在のものとなったが、合併による歴史的経緯から、本庁、小田、大庄、立花、武庫、園田の6つの地区に分かれている。



## ●第2節 歴史

瀬戸内海に面する温暖な気候、生活に適した川や海などの自然的条件により、市域に人が住み着いたのは古い。昭和40（1965）年に発掘された猪名川流域の田能遺跡は、弥生時代の生活を示すものである。

平安時代初期からは、神崎川河口沿いが重要な港として発展した。現在の地名は鎌倉時代に「海人崎（あまがさき）」と呼ばれたのが起源とされている。江戸時代初期の元和3（1617）年、譜代大名の戸田氏鉄（とだ・うじかね）が尼崎城を築き、城下町としての歴史ももっている。

明治維新により城は壊され、まちは一時活気を失った。しかし、殖産興業をめざす時代のなか、明治22（1889）年に近代的大工場として尼崎紡績（現在のユニチカ）が設立され、日露戦争の後にはガラスや金属の工場ができ、さらに第一次世界大戦後には南部臨海地域に重化学工業が広がった。

1930年代には、日本最大の火力発電基地となり、鉄鋼業もめざましく発展し、阪神工業地帯の重要拠点となった。また人口も増加し、昭和17（1942）年には30万人を超えた。しかし、この急激な工業化は同時に大気汚染や地下水のくみ上げによる地盤沈下も進行させた。

太平洋戦争では、南部工業地帯を中心とした空襲で、大きな打撃を受けた。戦後はまず市場がつくられ、工業もしだいに復興していったが、昭和25（1950）年のジェーン台風の高潮により大きな被害を被った。このため、巨費を投じて防潮堤を建設するとともに工業用水道を敷設するなど、都市基盤の整備を進めた。朝鮮戦争による特需は、工業発展にはずみをつけたが、その後の不況により長期にわたる労働争議も起きた。

昭和30年代から始まる高度経済成長とともに市内の産業も発展し、さらに北部はベッドタウンとして開発が進んだため、人口が急激に増加した。南部地域にはさらに工場が進出し、商業等を刺激し活況を



田能遺跡

呈した。一方では公害問題がより顕著になるとともに、労働力吸収のための密集木造賃貸住宅や工場と住宅の混在などの住環境問題が出てきた。

昭和40年代に入り、全国にさきがけて公害防止対策が次々と打ち出された。一方では先駆的な福祉政策が展開され、環境や福祉面で改善が見られたが、それまでに定着した公害都市のイメージはいまだ払拭されていない。

昭和48（1973）年の第一次オイルショックは、日本の工業構造の大幅な転換を強いるものであった。尼崎では、工場等制限法をはじめとする工場三法による規制もあり、変化への対応が十分できなかったため、工場等の移転、閉鎖や遊休化が進んだ。また、住環境の悪化などにより、南部地域を中心に人口が減少し、総体的な都市活力の低下を招くことになった。

現在、「にぎわい・創生・あまがさき」を21世紀に飛躍する尼崎の都市像とする尼崎市総合基本計画を基に、未来に向けた調和あるまちづくりを進めるとともに、尼崎のイメージチェンジをめざした明るくさわやかなまちづくりに取り組んでいる。



### ●第3節 人口

大正5（1916）年の市制施行時の人口は、市域面積7.4km<sup>2</sup>に対して6万人で、その後の合併や工業等の発展による人口流入により、昭和17（1942）年には30万人に達したが、太平洋戦争の激化により昭和20（1945）年には半減した。

戦後、商業や工業が復興するにつれて増加し、昭和35（1960）年には40万人を超え、昭和40（1965）年には50万人を突破した。ピークは昭和46（1971）年6月の55万4,000人である。

その後、住環境の悪化や産業構造の変化などにより毎年減少し続け、平成2年にはついに50万人の大台を割り込んでしまった。震災の前年である平成6年の1年間をとってみても3,101人減少しており、平成7年1月1日現在の住民基本台帳に基づく推計人口は49万2,793人となった。

### ●第4節 土地利用

都市計画区域は4,969 ha で、そのうち市街化区域が4,604 ha、市街化調整区域が365 ha と、ほぼ全域にわたり市街化されている（平成8年2月現在）。

用途地域別にみると、住居系58.5%、商業系5.5%、工業系36.0%という構成になっている。全国や兵庫県の平均と比較すると、工業系の比率が高く、その中でも工業地域12.7%、工業専用地域が14.7%と工業都市の性格を特徴づけている。

### ●第5節 交通体系

わが国の国土幹線に位置し、また大阪市、神戸市という大都市との間にあるために、東西交通は早くから発達した。鉄軌道としては、東西にJR東海道線・山陽新幹線、阪神電鉄本線・西大阪線、阪急電鉄神戸線が、南北にはJR福知山線、阪急電鉄伊丹線が走っている。加えて平成9年3月にJR京橋駅

とJR尼崎駅を結ぶJR東西線が開通した。これらの駅の合計は13（JR4、阪神6、阪急3）で、平均乗客数は平成7年で1日当たり23万6,000人である。

道路は、東西に主要道路が貫通している。高速道路では、名神高速道路、阪神高速道路神戸線、同大阪湾岸線、国道は2号、43号、171号が通っている。

鉄軌道や道路は、南北を結ぶ線が東西に比して脆弱であり、都市の基盤づくりの大きな課題となっている。

尼崎港は、尼崎・西宮・芦屋港として重要港湾に位置づけられた中の一つである。背後の工業専用地域に立地する企業の原材料、製品の搬送に利用されているが、陸上輸送の発達や古い港湾機能のため、入港船舶数は年々減少している。

### ●第6節 産業構造

平成7年の国勢調査による産業3区分による15歳以上の就業者の比率は、第1次産業0.3%、第2次産業36.8%、第3次産業61.3%である。第2次産業の比率は、年々減少しているものの、他都市に比べるとその比率は高い。なお、第2次産業36.8%のうち製造業は24.3%を占める。

第3次産業の比率は、全国平均とほぼ同じであるが、大阪市や神戸市と比較すると率は低くなっている。このうち主なものは、卸売業・小売業24.3%、サービス業23.3%となっている。



# 過去の自然災害と防災対策

尼崎市がこれまでに被害を被った自然災害といえば、風水害が中心であった。とりわけ昭和9(1934)年の「室戸台風」と昭和25(1950)年の「ジェーン台風」は、大きな被害を残した。

尼崎市での地震対策は、昭和54(1979)年から毎年行っている地震災害対策総合訓練をはじめとして、大火災避難場所の指定、市内2か所の防災センター建設などが進められてきた。平成5年度の防災会議で尼崎市地域防災計画「地震災害対策編」を策定し、一応の体制が整った。

## ●第1節 自然災害

### 1 風水害

尼崎市がこれまでに被害を被った自然災害は、風水害が中心であった。とりわけ昭和9(1934)年の「室戸台風」と昭和25(1950)年の「ジェーン台風」は、被害の大きさから記録に残るものとなった。

#### ❖(1) 室戸台風

昭和9(1934)年9月21日に阪神間を直撃した超大型台風。関西風水害とも呼ばれる。9月13日サイパン島西方に発生し、21日午前5時室戸岬で911.9ヘクトパスカルを記録、午前8時台風の中心が本庄村深江(現神戸市東灘区)に上陸、この時点で最大瞬間風速60m、阪神地方を通過した台風は北陸から東北地方を縦断し3府38県に被害をもたらした。特に大阪府の被害が最大であった。

市域では午前7時～8時半ころまで最高30mの暴風を記録し、前夜からの豪雨に加えて南南西の強風による高潮のため、8時10分ないし20分には潮位がO.P.(大阪湾最低潮位)4.7mに達した。尼崎市では阪神本線以南全域、北大物町、難波の一部など市域の約3分の2に浸水被害、大高洲町以南の浸水は3mに達した。大庄村では叉兵衛新田がほとんど全滅、丸島も流出、道意新田・中浜新田・西新田などは大部分の家屋が床上浸水した。死者は市域全体で146人、防潮堤・堤防・道路・橋りょう・学校など公共施設や農地・工場被害も多大で、広範囲の浸水被害をもたらした原因のひとつは、当時急速に進行していた地盤沈下にあった。

り災後、荒廃した南部一帯を重化学工業地帯として整備すべく災害復興の都市計画がたてられ、都市計画街路および運河の整備、災害復興、大庄の2つの土地区画整理事業が実施された。また11月には阪神間市町村連名による防潮堤の建設陳情が行われ、戦後実現することとなる。

出典：「尼崎地域史事典」尼崎市 平成8年3月刊 P403

## ❖(2) ジェーン台風

昭和25（1950）年9月3日に阪神間を直撃し、戦前の室戸台風匹敵する被害をもたらした。

8月28日硫黄島付近に発生し、紀伊水道を経て9月3日午後1時神戸市東部に上陸、兵庫県東部から若狭湾に抜け、日本海を通過して北海道を横断した。神戸では午後1時10分に最低気圧964.3ヘクトパスカル、午前0時20分に最大瞬間風速48mを記録した。

市域では午前11時ころから暴風雨圏内に入り、正午前後に最大瞬間風速44mを記録、さらに午後に入って風速が東から南西にかわるとO.P.3.6mの高潮がおしよせ、午後3時には阪神国道以南一帯が冠水、小田地区では東海道線まで浸水がおよんだ。初島では家屋の2階なかほどまで水位が上昇するほどであった。

この結果市域では、死者・行方不明28人、重傷者18人、軽傷者210人、家屋流失196戸、全壊473戸、

半壊7,410戸、床上浸水1万8,679戸、床下浸水6,951戸、り災者数24万1,933人の被害があった（市史12）。高潮潮位は室戸台風時（O.P.4.7m）よりも低かったにもかかわらず、浸水面積・戸数のいずれも大きく上回り、周囲に防潮壁をめぐらしていた臨海部の工場群も多くは浸水、尼崎商工会議所は被害総額143億9,920万円と算出した。このように大きな被害をもたらした原因は地盤沈下の一層の進行にあり、防潮堤の建設と工業用水道の敷設が焦眉の課題とされるに至った。

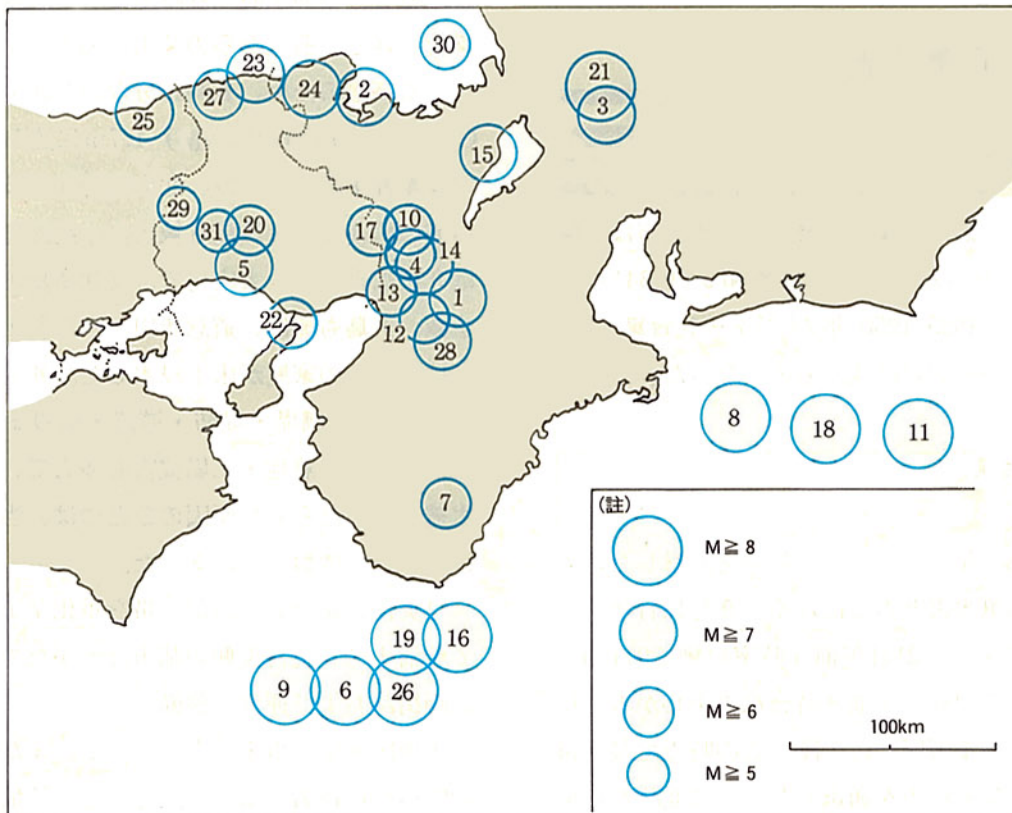
出典：「尼崎地域史事典」尼崎市 平成8年3月刊P186

## 2 地震

本市は、全国的にみれば過去に地震によって大きな被害を受けた経験の少ない都市であった。

兵庫県下に有史以来、震度5以上の地震動を与え

兵庫県のどこかに震度5以上を与えたと推定される地震の震央





たと推定される地震は、前ページ図と下表に示すように31回発生している。

これらの地震のうち、本市に影響を及ぼした代表的な地震として、868年の播磨地震（マグニチュー

ド7.1）、1579年の摂津地震（マグニチュード6.2）、1946年の南海地震（マグニチュード8.1）等がある。

兵庫県のどこかに震度5以上を与えたと推定される地震

番号	発生年月日	震 央		規 模 (マグニチュード)	
		E	N		
1	599年5月28日（推古7年4月27日）	E	N	7.0	
2	701年5月12日（大宝1年3月26日）	135.4	35.6	7.0	
3	745年6月5日（天平17年4月27日）	136.6	35.5	7.9	
4	827年8月11日（天長4年7月12日）	135.6	34.9	6.7	
○5	868年8月3日（貞観10年7月8日）	134.8	34.8	7.1	
○6	887年8月26日（仁和3年7月30日）	135.3	33.0	8.6	
7	938年5月22日（承平8年4月15日）	135.8	34.8	6.9	
8	1096年12月17日（嘉保3年11月24日）	137.3	34.2	8.4	
9	1361年8月3日（正平16年6月24日）	135.0	33.0	8.4	
10	1449年5月13日（文安6年4月12日）	135.6	35.0	6.4	
11	1498年9月20日（明応7年8月25日）	138.2	34.1	8.6	
12	1510年9月21日（永正7年8月8日）	135.7	34.6	6.7	
13	1579年2月25日（天正7年1月20日）	135.5	34.7	6.2	
14	1596年9月5日（文録5年7月13日）	135.7	34.8	7.0	
15	1662年6月16日（寛文2年5月1日）	136.0	35.3	7.6	
16	1707年10月28日（宝永4年10月4日）	135.9	33.2	8.4	宝永地震
17	1751年3月26日（寛延4年2月29日）	135.4	35.0	6.4	
18	1854年12月23日（嘉永7年11月4日）	137.8	34.1	8.4	安政東海地震
19	1854年12月24日（嘉永7年11月5日）	135.6	33.2	8.4	安政南海地震
○20	1864年3月6日（文久4年1月28日）	134.8	35.0	6.4	
21	1891年10月28日（明治24年）	136.6	35.6	8.4	濃尾地震
○22	1916年11月26日（大正5年）	135.0	34.6	6.3	
○23	1925年5月23日（大正14年）	134.8	35.7	7.0	北但馬地震
○24	1927年3月7日（昭和2年）	135.1	35.6	7.5	北丹後地震
○25	1943年9月10日（昭和18年）	134.2	35.5	7.4	鳥取地震
26	1946年12月21日（昭和21年）	135.6	33.0	8.1	南海地震
○27	1949年1月20日（昭和24年）	134.6	35.6	6.5	
28	1952年7月18日（昭和27年）	135.8	34.5	7.0	吉野地震
29	1961年5月7日（昭和36年）	134.4	35.1	5.9	
30	1963年3月27日（昭和38年）	135.8	35.8	6.9	越前岬沖地震
31	1984年5月30日（昭和59年）	134.6	35.0	5.6	兵庫県西南部地震

注：○は県内のどこかに震度6を与えたと推定される地震  
資料：兵庫県地域防災計画震災対策編



過去に発生した災害の概要

災害の名称（年月日） 概要	被害状況									気象状況				
	人的被害			家屋被害						潮位 (TP上)	最低 気圧	最大 風速	瞬間 最大 風速	雨量
	死 者	負 傷 者	行方不明	全 壊	半 壊	流 失	床上浸水	床下浸水						
室戸台風 (9.9.21) 21日未明より天候悪化、7時ごろより暴風雨となり、淡路、阪神間、但馬方面に甚大なる被害。阪神間は高潮が加わる。とくに尼崎地域は、3m余の高潮により港湾および海岸の損害が大であった。	145	527	7	229	195	707	5,009	5,528	380	954.6	22 (神戸) 48 (大阪)	33 (神戸) 60 (大阪)	81	
梅雨前線 (13.7.3~5) 梅雨状態のうえに3~5日に363mmの豪雨。全市にわたり河川がはんらん、道路、橋りょう、耕地の被害が大であった。橋りょう流失3。田畑浸水200ha	3			9	1	13	340	2,200					461.8	
ジェーン台風 (25.9.3) 硫黄島付近に発生し、室戸岬東方から神戸を通過、神戸市以南の沿岸と淡路島の沿岸では、高潮による被害が大であった。橋りょう流失8。田畑流埋6ha。災害救助法適用	23	228	6	389	7,578	112	18,679	6,951	307	964.3	33.4	48	209	
梅雨前線 (27.7.10~11) 10日から11日にかけて梅雨前線が阪神地区に停滞し、雨は、一様な雨が連続的に降らず2~4回ぐらいの土砂降りが間断的にあり総雨量の増大となった。災害救助法適用				不					明				200	
不連続線 (34.8.12~14) 台風6号が去った11日から前線活動が活発になり、12日から13日にかけて四国沖に低気圧を伴う前線が北上し、県下に大雨をもたらした。災害救助法適用							1,194	4,849					260	
梅雨前線 (36.6.24~27) 県下南部に大雨が降り、総雨量では472.1mmと昭和13年の豪雨の461.8mmを上まわったが、1時間あたりの雨量が13年の60mmに比べ44.7mmだったため被害は少なかった。災害救助法適用							1	1,277	14,200				472.1	
台風20号 (39.9.25) 9月24日17時九州大隅半島に上陸、その後北東に進路をとり、四国の宇和島多度津を通過、25日午前5時岡山県南部に達し、5時過ぎ佐用町から北東に本県を縦断し、若狭湾に通り返した		1		1	1	1	36	730	253	985.7	26.8	41.3	69	
台風6号と前線通過に伴う豪雨 (40.5.26~27) 26日東支那海にあって発達した低気圧より東西にのびる前線が、南方海上より北東進してきた台風6号の影響で活発化し、西日本一帯に豪雨をもたらした							355	3,133					185.8	
台風23号・秋雨前線豪雨・台風24号 (40.9.10~17) (1)台風23号は、9月10日8時ごろ高知県に上陸し、10時30分播磨灘から姫路市付近に上陸、その後毎時70kmの速度で県中部を北上し、豊岡市付近を通過して12時ごろ日本海を通り抜けた (2)本邦南岸沿いに停滞していた秋雨前線は、太平洋上を北上してきた台風24号の刺激を受け、13日夕刻から16日にかけて県南、中、西部を中心に、300~800mmの豪雨をもたらした (3)一方太平洋上を北東進してきた台風24号は、超大型台風に発達しながら17日夕刻志摩半島東部に上陸し、本土を縦断した	1	2					195	6,354	210	972.1	30	48.5	64.4	
梅雨前線豪雨 (41.7.1~2) 西日本に梅雨前線が停滞し、豪雨をもたらした。災害救助法適用							550	4,959					165.8	
台風21号に伴う豪雨 (41.9.18) 近畿中部から九州南部にのびる前線が台風21号の影響を受け、18日から19日にかけて大雨をもたらした							415 (421 世帯)	7,650 (7,760 世帯)					141.2	
梅雨前線豪雨 (42.7.9~10) 台風7号くずれの低気圧に刺激されて、西日本に停滞していた梅雨前線は、9日朝から活発な活動をはじめ、記録的な集中豪雨をもたらした。災害救助法適用							5,025 (7,890 世帯)	31,058 (48,761 世帯)					214.5	
梅雨前線豪雨 (43.7.2) 梅雨前線が西日本に停滞し、台風3号の刺激を受け活発な活動をはじめ、2日朝から夕方にかけて大雨をもたらした							379 世帯	9,918 世帯					166.5	
6.25 豪雨 (44.6.25) 九州西方海上に発達した低気圧が東進し、25日夕刻から26日朝にかけて豪雨をもたらした							125 世帯	4,112 世帯					165.5	
9.6 豪雨 (46.9.6) 西日本に前線が停滞し、豪雨をもたらした							179	2,543					124.0	
7.4 豪雨 (50.7.4) 梅雨前線が停滞し、当地に局地的集中豪雨をもたらした							312	4,240					128.0	
台風10号に伴う豪雨 (58.9.28) 台風10号が、西日本に停滞している秋雨前線を刺激し、記録的な豪雨をもたらした。そのため武庫川等が異常増水し、一時は溢(いっ)水の危険性があった							149	2,283		999	7		237.0	
9.14集中豪雨 (元.9.14) 阪神地区に停滞していた秋雨前線が急激に活発化し集中豪雨をもたらした							602	6,783					147.0	



昭和20年以降のわが国の主な自然災害の状況

年月日	災害名	主な被災地	死者・行方不明者数
昭和20. 1.13	三河地震	愛知県南部	1,961人
20. 9.17~18	枕崎台風	西日本（特に広島）	3,756人
21.12.21	南海地震	中部以西の日本各地	1,432人
22. 8.14	浅間山噴火	浅間山周辺	11人
22. 9.14~15	カスリーン台風	東海以北	1,930人
23. 9.15~17	アイオン台風	四国~東北（特に岩手）	838人
23. 6.28	福井地震	福井平野とその周辺	3,848人
25. 9. 3~ 4	ジェーン台風	四国以北（特に大阪）	539人
26.10.13~15	ルース台風	全国（特に山口）	943人
27. 3. 4	十勝沖地震	北海道南部、東北部	33人
28. 6.23~30	大雨（前線）	九州、四国、中国（特に北九州）	1,013人
28. 7.16~25	南紀豪雨	東北以西（特に和歌山）	1,124人
29. 5. 8~12	風害（低気圧）	北日本、近畿	670人
29. 9.24~27	洞爺丸台風	全国（特に北海道、四国）	1,761人
32. 7.25~28	諫早豪雨	九州（特に諫早周辺）	722人
33. 6.24	阿蘇山噴火	阿蘇山周辺	12人
33. 9.26~28	狩野川台風	近畿以東（特に静岡）	1,269人
34. 9.26~27	伊勢湾台風	全国（九州を除く、特に愛知）	5,098人
35. 5.23	チリ地震津波	北海道南部、三陸海岸、志摩半島	139人
39. 6.16	新潟地震	新潟県、秋田県、山形県	26人
43. 5.16	十勝沖地震	青森県を中心に北海道南部・東北地方	52人
49. 5. 9	伊豆半島沖地震	伊豆半島南端	30人
53. 1.14	伊豆大島近海地震	伊豆半島	25人
53. 6.12	宮城県沖地震	宮城県	28人
58. 5.26	日本海中部地震	秋田県、青森県、北海道	104人
59. 9.14	長野県西部地震	長野県西部	29人
平成 2.11.17~	雲仙岳噴火	雲仙岳周辺	44人
5. 7.12	北海道南西沖地震	北海道	230人
7. 1.17	阪神・淡路大震災	兵庫県、大阪府	6,425人

注：風水害は死者・行方不明者500人以上のもの  
地震、津波、火山噴火は死者・行方不明者10人以上のもの  
資料：消防庁資料、理科年表



## ●第2節 震災前の防災対策

尼崎市での地震対策は、昭和54(1979)年から毎年行っている地震災害対策総合訓練をはじめとして、大火災避難場所の指定、市内2か所の防災センター

建設、防災行政無線の整備、備蓄物資の確保などが進められてきた。平成5年度の防災会議で尼崎市地域防災計画「地震災害対策編」を策定し一応の体制が整った。その後も、この計画を基盤とした地震災害に強い都市・組織・人づくりに取り組んできた。

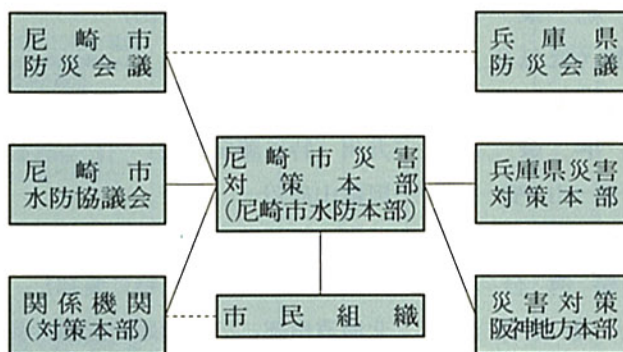
### 尼崎市地域防災計画（平成6年度）の防災体制

#### 1 防災組織計画

##### ◎ 実施担当部局 各部局

尼崎市の地域における災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、災害の復旧を図るためのすべての組織は、本計画の定めるところによる。

尼崎市地域防災組織総括図



#### 2 尼崎市防災会議

災害対策基本法及び尼崎市防災会議条例に基づき設置された機関であって、尼崎市の地域における防災に関し、尼崎市が所掌すべき事務を中心としてこれに市内における公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務をあわせて総合的かつ計画的にその推進を図ることを目的とする機関である。

##### (1) 組織

会長 尼崎市市長  
委員 34人  
幹事 39人

##### (2) 所掌事務

- ア 尼崎市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
- イ 市の地域にかかる災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集し、市及び関係機関との連絡調整を図ること
- ウ 関係機関に対して資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること
- エ 他の地方防災会議と相互に協力すること
- オ 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

##### (3) 庶務担当課

ア 平常時 消防局警防部消防防災課(電話 481-0119)



イ 災害対策本部設置時 総務局総務課(電話 489-6169)

### 3 尼崎市水防協議会

水防法及び尼崎市水防協議会条例に基づき設置されているもので、その組織及び所掌事務は、次のとおりである。

#### (1) 組織

会長 尼崎市水防管理者(尼崎市長)  
委員 24人  
幹事 54人  
書記 2人

#### (2) 所掌事務

- ア 水防計画その他水防に関し、重要な事項を調査審議すること
- イ 水防に関して関係機関に対し意見を述べること

#### (3) 庶務担当課

土木局河川緑地部河川課(電話 489-6498)

### 4 尼崎市災害対策本部

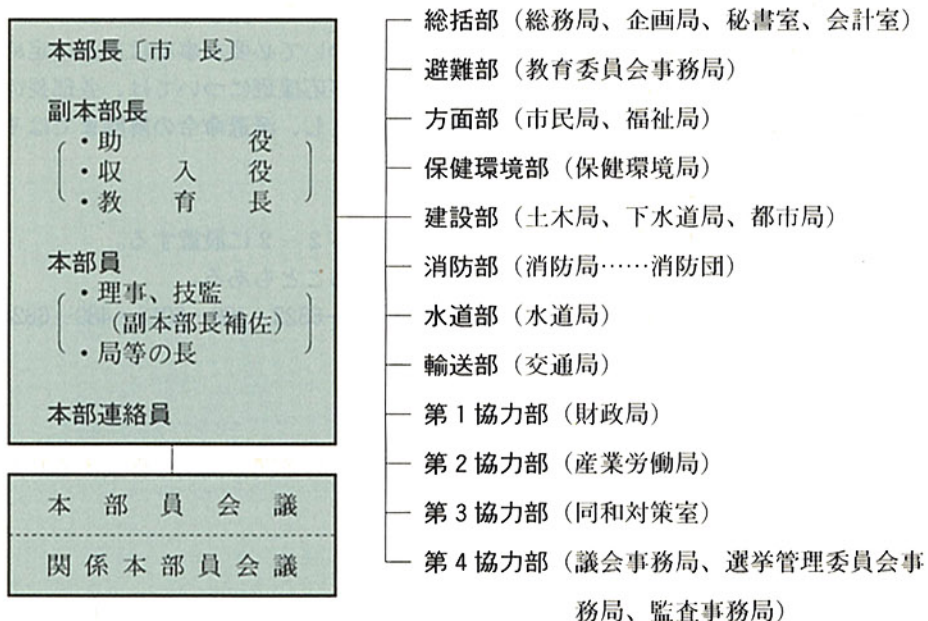
災害対策基本法及び尼崎市災害対策本部条例に基づき、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市長が設置するもので、市長(本部長)が市長事務部局の職員のほか、各行政委員会事務局等の職員を総括し、災害応急対策の実施を強力に推進するための臨時に設けられる組織である。その組織編成及び運営に関し必要な事項は、尼崎市災害対策本部設置要綱に定めるが、尼崎市の各行政組織における平常時の事務及び業務を基準とし、災害に即応できるように定めるものとする。

また、市に災害対策本部を設置したときは、災害時に法令等に基づき他に設置されている水防本部等を災害対策本部に吸収し、組織の一元化を図る。

ただし、災害対策本部を設置するに至らない小災害等の場合にあっては、平常時における組織もしくは防災事前配備態勢により対処するものとする。例えば、降雨を伴わず風による倒木の被害のみが予想される台風の場合は、防災事前配備指令に基づき事前配備態勢で対処することができる。

#### (1) 尼崎市災害対策本部の組織(別表1)

別表1 尼崎市災害対策本部の組織図





(2) 本部員会議及び関係本部員会議

防災活動の基本方針を協議決定するため、本部員会議及び関係本部員会議を災害対策本部のもとに設置し、迅速かつ的確な災害応急対策の実施を期するとともに、各部との緊密な連絡を図り、災害の実態に即した応急対策を実施するものとする。

本部員会議は、尼崎市災害対策本部設置要綱に基づき、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長の招集によって開催される。関係本部員会議は、副本部長（助役）及び関係本部員をもって構成し、副本部長（助役）の招集によって開催される。

(3) 本部員会議及び関係本部員会議の構成及び事務分掌（別表2）

(4) 本部連絡員

各部に本部連絡員（部長が指名する職員）1人を置き、各部所管の被害状況、応急対策の実施状況その他の災害対策活動に必要な情報のとりまとめ及び本部長の指令等を所属の部に伝達する等、本部と部との連絡の任に当たる。

本部連絡員は本部設置場所に常駐し、総括部と連携しなければならない。

(5) 本部の設置時期

市長は、次の場合に本部を設置する。

ア 大雨、洪水、高潮、暴風、津波の警報が発令され、かつ市域に災害発生のおそれがあるとき。

イ その他災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、特にその対策又は防災の推進を図る必要があるとき。

(6) 本部の閉鎖

本部長は、災害発生のおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね終了したと認めたときは本部を閉鎖する。

(7) 本部設置及び閉鎖の通知

市長（本部長）は、災害対策本部を設置したとき、又は閉鎖したときは、その旨を告示するとともに、必要な関係者にその旨を通知する。

(8) 本部の所掌事務

尼崎市防災会議と緊密な連絡のもとに尼崎市の地域にかかる災害予防及び災害応急対策を実施する。

(9) 各部別の事務分掌（別表3）

(10) 主任及び班

各部にその事務を分掌させるため、主任（班を統括する）及び班を置く。

部に必置班として総務班をおくほか、班の設置について必要な事項は部長の定めるところによる。各部の指揮系統の例外として、協力班及び応援班については、各部長の派遣命令を受けた後は、派遣先責任者の指揮下に入るものとし、派遣命令の解除まではその態勢が続くものとする。

(11) 本部の設置場所

本部は原則として本庁舎北館2階会議室2-1及び2-2に設置する。

なお、災害の状況により、防災センターに設置することもある。

電話（本部設置後） 489-6820・489-6821・489-6822・489-6013・489-6824（ファクシミリ）

(12) 標旗等（略）

5 その他の組織

各関係機関の災害応急対策のための組織は、それぞれ各関係機関の作成する計画の定めるところによる。

別表2 本部員会議及び関係本部員会議の構成及び事務分掌

組織名	構成	主な役割と事務分掌
本部員会議	( 本 部 長 ) 市 長 ( 副 本 部 長 ) 助 役 収 入 役 教 育 長  ( 本 部 員 ) 理 事 技 監 各 局 長 15人	応急対策実施上の重要な事項について協議し、その基本方針を決定する。  <協議・決定事項> 1 非常配備体制に関すること 2 災害応急対策活動の総合調整に関すること 3 職員の応援体制に関すること 4 避難勧告又は指示に関すること 5 関係機関への派遣要請依頼に関すること (自衛隊、県、協定市町、民間団体等) 6 災害救助法の適用申請及び救助業務の運用に関すること
関係本部員会議	( 副 本 部 長 ) 助 役  ( 関 係 本 部 員 ) 技 監 ( : 副本部長補佐 ) 総 務 局 長 企 画 局 長 市 民 局 長 土 木 局 長 下 水 道 局 長 消 防 局 長	7 激甚災害の指定の要請に関すること 8 応急対策に要する予算及び資金に関すること 9 応急公用負担に関すること 10 義援金品の募集及び配分に関すること 11 職員の給食、寝具等の厚生に関すること 12 その他各本部員から特に申し出のあった事項  * 本部員会議は、本部長が必要に応じて召集する。 召集の通知は、庁内放送又は電話等により総括部が行い、会議は北館2-1で開催する。 * 関係本部員会議は、副本部長(助役)が必要に応じて召集し、本部員会議を開催するに至らない案件又は開催する時間的余裕がない案件若しくは、限定配備態勢時における応急対策を協議・決定する。 (事務分掌は、本部員会議と同じ)



別表3 災害対策本部各部の構成及び事務分掌

組織名	構成	主な役割と事務分掌
各部共通		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内の災害応急対策計画の策定に関する事</li> <li>2 部内の配備、動員、構成に関する事</li> <li>3 本部、各部及び関係機関との連絡、調整に関する事</li> <li>4 部に関する情報の収集、調査及び報告に関する事</li> <li>5 部に必要な資機材、車両等の調達に関する事</li> <li>6 部の人員、資機材等の輸送に関する事</li> <li>7 部関連の市民広報、広聴に関する事</li> <li>8 市民の避難誘導等、緊急時の被災者救援活動に関する事</li> <li>9 部に属する施設の防災管理及び一時避難所転用に関する事</li> <li>10 防災行政無線設置施設における市民広報に関する事</li> <li>11 各地区での事業所間協力に関する事</li> <li>12 防災行政無線の運用に関する事</li> <li>13 部関連の災害記録に関する事</li> <li>14 他部の応援に関する事</li> </ol>
総括部	総務局 企画局 (公平委員会) 秘書室 会計室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部の設置及び廃止に関する事</li> <li>2 防災指令の発令及び解除に関する事</li> <li>3 本部員会議の召集に関する事</li> <li>4 災害対策本部の庶務に関する事</li> <li>5 県及び関係機関との連絡調整及び応援要請に関する事</li> <li>6 防災行政無線の管理(消防部と共同)に関する事</li> <li>7 動員状況の把握、職員の応援に関する事</li> <li>8 各部との連絡調整に関する事</li> <li>9 本部としての情報収集及び整理に関する事</li> <li>10 災害対策用物資、車両、舟艇等の調達手続きに関する事</li> <li>11 災害対策用応急工事の契約手続きに関する事</li> <li>12 職員の給食等、厚生に関する事</li> <li>13 職員輸送車両の調達に関する事</li> <li>14 災害広報に関する事</li> <li>15 救援(義援)金品の受領保管に関する事</li> <li>16 その他各部に属さない事</li> </ol>
避難部	教育委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の設置、管理計画に関する事</li> <li>2 避難者の収容に関する事</li> <li>3 避難所の管理及び援護活動への協力に関する事</li> <li>4 児童・生徒等の保護及び応急教育に関する事</li> <li>5 災害救助法に基づく学用品の給与に関する事</li> </ol>
方面部	市民局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各地区の被害状況調査及び市民情報収集に関する事</li> <li>2 災害救助法に基づく救助の総括に関する事</li> <li>3 被災者の援護計画の策定及び援護活動(食品・物資の給付等)に関する事</li> <li>4 災害見舞金、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する事</li> <li>5 災害に関する諸証明の発行に関する事</li> <li>6 誘導が必要な避難者の収容等、第1協力部と連携した防災活動に関する事</li> <li>7 工営(水防)業務に関する事(工営係)</li> </ol>

保健環境部	保健環境局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助法に基づく医療助産及び救護に関すること</li> <li>2 救護班の編成、救護所の設置に関すること</li> <li>3 被災地及び避難所の防疫に関すること</li> <li>4 死体の処置、収容等に関すること</li> <li>5 災害時の公害発生防止に関すること</li> <li>6 医師会及び日赤救護班との関係及び調整に関すること</li> <li>7 災害地の清掃に関すること</li> <li>8 災害地のし尿処理に関すること</li> <li>9 無線積載車両の各部への協力に関すること</li> </ol>
建設部	土木局 下水道局 都市局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防計画の総括に関すること</li> <li>2 水防活動の実施及び水防資機材の輸送に関すること</li> <li>3 公共土木施設の防災管理、応急対策及び復旧に関すること（河川・道路・橋りょう・公園等）</li> <li>4 下水道、排水施設等の防災及び復旧に関すること</li> <li>5 災害救助法に基づく障害物の除去に関すること</li> <li>6 被害、浸水状況の調査及び情報収集に関すること</li> <li>7 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置、管理に関すること</li> </ol>
消防部	消防局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に関する諸情報（気象予警報、被害状況、応急対策の実施状況等）の速報及び連絡に関すること</li> <li>2 避難の勧告及び避難指示等の広報伝達に関すること</li> <li>3 被災者の救助及び救急活動に関すること</li> <li>4 消防活動及び水防活動に関すること</li> <li>5 防災行政無線の管理（総括部と共同）に関すること</li> <li>6 機動隊本部との連絡調整に関すること</li> </ol>
水道部	水道局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 給水区域への給水の確保に関すること</li> <li>2 災害救助法に基づく飲料水の供給に関すること</li> <li>3 無線積載車両、広報車両の各部への協力に関すること</li> <li>4 水道施設の防災管理及び応急復旧に関すること</li> </ol>
輸送部	交通局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策要員、被災者、物資の輸送に関すること</li> </ol>
第1協力部	財政局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難者収容活動等に関すること</li> <li>2 方面部と連携した防災活動に関すること（第1号配備態勢から各地区に派遣）</li> <li>3 災害予算の管理に関すること</li> <li>4 災害時における公有財産の統括に関すること（市有施設被害状況のとりまとめ等）</li> </ol>
第2協力部	産業労働局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災活動の応援に関すること（市民救援活動）</li> <li>2 生鮮食料品等の確保及び斡旋に関すること</li> </ol>
第3協力部	同和対策室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災活動の応援に関すること（市民救援活動）</li> </ol>
第4協力部	議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災活動の応援に関すること（市民救援活動）</li> <li>2 市議会の災害対策活動の補佐に関すること</li> </ol>



尼崎市災害対策本部機構図（平成6年度）

